

栃木県高根沢町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 議会活性化のための特別委員会を設置

時代の変化に伴い、人々のニーズや課題が多様化・複雑化する中で、政策形成の場となる議会は、機能を十分に発揮し、住民の負託に的確に応える必要があり、その手始めとして本町議会では、平成20年6月から平成22年4月に「議会活性化検討特別委員会」を設置し、会議規則や委員会条例などの改正を行った。

平成30年12月から令和2年3月には「議会活性化特別委員会」を設置し、「より良い議会運営の在り方」「議会改革の推進」を目指して、9項目（①議員間協議、②会派、③一般質問、④タブレット端末の導入、⑤議員定数、⑥常任委員会の構成、⑦議員資質向上のための研修会、⑧他市町村の先進事例研究、⑨その他の委員会において必要と認めた事項）の調査研究・議論を重ね、議員間協議に係る申し合わせ事項や、会派規程の制定につながった。

引き続き、令和2年6月から「議会活性化特別委員会」を設置し、「監視機能としての

議会運営に直接関わるもの」、「議員のモラルに関わること」、「緊急時の対応の在り方」、「住民理解へのアプローチ」などの9項目（①議員定数と議員報酬、②常任委員会の構成、③タブレット端末の導入と利活用、④議員間協議の運用、⑤災害発生時の議会対応、⑥議会の通年会期制の導入、⑦議会からの情報発信の在り方、⑧各種会議における欠席の取扱い、⑨議会・議員活動のルール化）について幅広く議論を重ね、時代が求める議会改革を推進している。

2 会派を設置

本町議会では、令和2年4月から「会派」を設置し、会派会議や会派代表者会議で議論が活発に交わされるようになった。その結果、「住民の声」を政策づくりに生かし、要望書や提言書にまとめて執行部に直接交渉するなど能動的な働きかけが可能となり、執行部の監視を行う機関としても十分に力を発揮できるようになった。

会派の設置により得られた良い影響は、主に次の二点が挙げられる。

まず一つ目は、政策集団としての会派で調査・研究・議論を行うことで、個々

の議員の資質向上に役立てることができた。そして二つ目は、会派単位であるため、効率的で円滑的に議会運営ができた。政策集団として方向性が一致しているため、執行部に対し意見や要望等をまとめやすく、交渉がしやすくなり、町の政策に反映させる手段をとることが可能となった。

- 令和2年5月 「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望書」
(清流会・晨光の会・絆の会・公明)
- 令和2年9月 「3会派合同による令和3年度町政運営並びに地域経営計画後期計画策定に向けた政策・予算提言書」
(清流会・絆の会・晨光の会)
- 令和2年9月 「町へ対する質問と提言」 (晨光の会)
- 令和3年2月 「3会派合同による要望書」 (公明・政友会・親和会)

3 ICT化の推進（タブレット端末の導入）

本町議会では、開かれた議会の実現と、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化などにより、住民に信頼される議会となるよう、その有効手段の一つとして議会におけるICTの積極的な活用推進を図っている。

令和3年9月にタブレット端末を導入し、令和3年度中には完全なペーパーレス化を予定している。今回の導入により、最新の情報やスケジュールが素早く、もれなく共有できるようになり、議員同士の連絡はもちろん、議会事務局や行政からの連絡が簡単で効率的になった。この共有された最新の情報を生かして何をするのか、政策にするのか、課題解決するかなど、議員としての意識が相乗効果で高まっていくことにも期待が持てる。また、今後、大規模災害が発生した際にも情報収集や連携が可能となり、「議会災害対応指針」を基にスムーズな議会対応をとることができると予想される。いずれは、オンラインでの議会やオンラインでの住民との意見交換などを行い、ICTのメリットである「遠くでも広くつながるコミュニケーション」を最大限に生かし、さらに多くの住民の意見が反映された政策づくりと監視機能を十分に発揮できる議会としての責務が果たせるよう積極的に議会改革に取り組んでいく。

事績 2 住民に開かれた議会

1 議会報告会～カフェ・ド・ギカイ～の開催

本町議会では、住民の意思を決定する際、議会の意思と住民の意思が乖離しない民意が反映された議会にするために、日頃から様々な住民の声に耳を傾けようと平成 24 年度から議会報告会を開催している。こちらは、議会活動の報告や地域の課題について、議員と住民が情報や意見交換を行う大変貴重な場となっている。

当初は、議会側から開催を持ちかけ議会側で用意した会場で開催していたが、平成 31 年 2 月からは、議会が住民に寄り添う形でリニューアルされ、団体側から申し込みをしてもらい団体の希望する場所へ議員全員が出向く出前方式になった。また、カフェのような和やかな雰囲気のもと議員と住民が肩を並べ、参加者が主体となって課題解決や合意形成を図る体験型のワークショップ方式を取り入れるようになり、好評を得ている。

直近の約 2 年間はコロナ禍のため、やむを得ず開催を中止していたが、令和 3 年 11 月に報告会の開催が決まり、これに合わせて「議会報告会開催要領」を見直した。常に時代に即した報告会へと進化させ、開かれた議会を念頭に住民と議会の意思疎通の充実に向けてオール議会で取り組んでいる。

2 ソーシャルメディアの利用

若者の政治参加拡大の必要性が指摘される中、特に議会での世代別構成が重大な問題となり、若者の意見が政治に反映されにくくなっている。地域の沈滞にもつながる危機的状況の今、本町議会では、若者が政治離れをしているのではなく、政治が若者離れをしていると捉え、若い世代に関心を持ってもらうために、積極的にソーシャルメディアを活用し距離を縮めようと努めている。

会議の開催は、平日のため、仕事をしている現役世代や学校へ通っている世代は傍聴が不可能となっている。そこで、議会の活動について広く知ってもらおうと平成 24 年 9 月から議会本会議の一般質問の動画を Y o u T u b e で公開している。また、令和 3 年 2 月からは、F a c e b o o k を開始し、日々の些細な議会活動なども写真とともにリアルタイムで公開している。インターネット上で政策や活動報告に思いを込めて伝え、双方向のコミュニケーションを図りなが

ら信頼関係の構築をし、頂いた住民の意見を政策に反映させるなど、様々なことが実現可能となっている。これらのソーシャルメディアを、より多くの住民に周知するために、ホームページや議会だよりでも積極的に紹介をしている。しかしながら、現在は特定の方々の利用に留まり、まだまだ、認知度が低い状況にある。今後も改善と工夫を重ねながら、透明性のある議会、幅広い世代に開かれた議会となるよう不断の努力を重ねていく。

3 議会だよりの充実

本町議会では、年4回の議会だよりを発行している。そして、広報特別委員会所属の6名の議員が企画、紙面構成、担当割、取材、編集、校正などの作業全てを担当している。制作にかかる約40日間は、編集・校正会議で白熱した議論を交わすこともしばしばあり、それ以外の時間も夜遅くまで議員控室や自宅で作業を行うなど奮闘の毎日を送っている。

掲載内容は、主に定例会、臨時会、委員会審議、一般質問だが、住民の関心が高い旬な話題をカラーの特集ページにし、関連するたくさんの方々の声を写真とともに紹介し、より多くの方々に手にしてもらえる広報紙を心がけている。また、様々な分野で活躍する住民の町政に対する思いをインタビューし、会話形式の親しみやすい文章に仕上げている。全体的に中学生でも理解できるような文章を心がけ、写真や図表を多く取り入れ、見出しやキャプションを見るだけで、大まかな記事の内容が分かるように努めている。

完成した議会だよりは、町内の新聞朝刊に折り込み配布をしているほか、町内の公共施設をはじめ、医療機関や介護施設、金融機関、コンビニなどにも設置してもらい新聞を取っていない住民への対応も行っている。また、ホームページはもちろん、スマホで気軽に閲覧できる電子書籍のマチイロやイーブックスなどにも掲載している。

広報特別委員会の議員は、全国町村議会議長会の広報研修や広報クリニックには、毎年必ず参加するなど、日々、自己研鑽を重ねている。また、議会だよりが開かれた議会の一つのツールとなり、多くの住民に末永く愛されるよう尽力している。

事績 3 地域活性化のため特別な取組みをした議会

1 災害発生時の議会对応

本町議会では、災害発生時の非常時に際し、これまで特に何かをするという役割はなかったが、議会がやれることは山ほどあると認識している。例えば執行部の災害対策にも議会として対応ができ、このことが早急な地域の活性化にもつながると考えている。

そこで、災害時に議会がどのように集まって議論できるか、その前提となる議員との連絡、安否確認を含めた体制をどのように構築するかをはじめ、災害発生時の住民の困りごとに対しどう寄り添えるかを基軸に、議会の災害対応指針を作成するための検討をしてきた。

議会の役割や、議員の役割、議会事務局の役割をはっきりさせ、初期、中期、後期の時系列での対応を明確にした。

初期においては、正副議長の登庁や、議員の安否報告、それぞれの地域での活動および状況報告を行うこととし、中期では被災地・避難所での情報収集および事務局への報告、報告を受けた事務局から議長への報告および必要に応じた災害対策本部への対応要請、今後の対応への協議することを、後期では必要に応じた臨時会の招集請求などを記載した「災害対応指針」を提言した。

さらに令和3年9月、議員と議会事務局、執行部三役にタブレット端末が導入されたことに伴い、議員との連絡や安否確認、それぞれの地域の被災状況などのスピーディーな情報の伝達と共有が可能となった。

2 意見書・要望書の提出

住民生活にとって大変重要なことで、どうすることもできない場合、本町議会や会派が、国、県、町などに意見書や要望書を積極的に提出し、地域活性化につながるよう努めている。

令和2年5月に町へ対し4会派合同で、「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望書」を提出し、生活、医療・福祉体制、教育、危機管理、情報、収束に向けた取り組みについて支援や体制づくりの強化を提言した。

令和2年9月には、1会派(晨光の会)が町へ「令和3年度町政運営並びに地域

経営計画後期計画策定に向けた政策・予算提言書」を提出し、高齢福祉、安全・安心な町づくり、地方創生・活力ある町づくり、農業の基盤、土地利用などの施策の具現化と予算化を提言した。

同じく令和2年9月に2会派（清流会・絆の会）が町へ「令和3年度町政運営並びに地域経営計画後期計画策定に向けた政策・予算提言書」を提出し、雨水排水処理計画の策定、地籍調査実施面積の最大限の引き上げ、農振除外を県に申請することなどの提言をした。

また、令和3年には、新型コロナウイルス感染拡大による外食産業の需要低迷の影響を受け、米価が大幅に下落し、農業を基幹産業としている本町は大打撃を受けた。そこで、令和3年9月に本町議会は、国と県に対し、「コロナ禍における米価下落の対策を求める意見書」を提出した。